



# 宮 崎 県 公 報

令和元年7月18日(木曜日) 第22号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 公営企業の業務の状況の公表……………(財政課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( " ) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止……………( " ) 1

頁

### 公 告

- 指定介護予防サービス事業の廃止……………(長寿介護課) 2
- 洪水浸水想定区域の指定(4件)……………(河川課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定(2件)……………(砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定(2件)……………( " ) 7
- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)…(商工政策課) 10
- 警備員等の検定の実施について……………11

## 告 示

### 宮崎県告示第 175号

地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の平成30年度下半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県告示第 176号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302739	のべおか老健あたご	宮崎県延岡市中島町四丁目 314番地 3号	医療法人社団光学堂	宮崎県延岡市愛宕町三丁目 161番地	令和元年6月1日	訪問リハビリテーション

### 宮崎県告示第 177号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302739	のべおか老健あたご	宮崎県延岡市中島町四丁目 314番地 3号	医療法人社団光学堂	宮崎県延岡市愛宕町三丁目 161番地	令和元年6月1日	介護予防訪問リハビリテーション

### 宮崎県告示第 178号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510211958	ベテスダクリニック	宮崎県都城市年見町23号12番地	医療法人社団アブラハムクラブ	宮崎県都城市年見町23号12番地	令和元年6月30日	居宅療養管理指導
4510211958	ベテスダクリニック	宮崎県都城市年見町23号12番地	医療法人社団アブラハムクラブ	宮崎県都城市年見町23号12番地	令和元年6月30日	訪問看護
4570200388	株式会社宮崎ヒューマンサービス本社	宮崎県都城市平江町43-6-1	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	特定福祉用具販売
4570200388	株式会社宮崎ヒューマンサービス本社	宮崎県都城市平江町43-6-1	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	福祉用具貸与
4570300261	株式会社宮崎ヒューマンサービス延岡営業所	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目14-33	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	特定福祉用具販売
4570300261	株式会社宮崎ヒューマンサービス延岡営業所	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目14-33	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	福祉用具貸与
4570401127	株式会社宮崎ヒューマンサービス日南営業所	宮崎県日南市木山1丁目1番15号	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	特定福祉用具販売
4570401127	株式会社宮崎ヒューマンサービス日南営業所	宮崎県日南市木山1丁目1番15号	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	福祉用具貸与
4570500886	株式会社宮崎ヒューマンサービス小林営業所	宮崎県小林市真方273-6	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	特定福祉用具販売
4570500886	株式会社宮崎ヒューマンサービス小林営業所	宮崎県小林市真方273-6	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	福祉用具貸与
4570600736	ハッピー介護サービス くらぎ	宮崎県日向市美々津町3672番地	有限会社くらぎ	宮崎県日向市美々津町3672番地	令和元年6月30日	訪問介護
4570601130	株式会社宮崎ヒューマンサービス日向営業所	宮崎県日向市大王町1丁目81番地	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	特定福祉用具販売
4570601130	株式会社宮崎ヒューマンサービス日向営業所	宮崎県日向市大王町1丁目81番地	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	福祉用具貸与
4572000778	訪問介護事業所ひまわり	宮崎県児湯郡都農町川北4851番地3	有限会社訪問介護事業所ひまわり	宮崎県児湯郡都農町川北4851番地3	令和元年6月30日	訪問介護

宮崎県告示第 179号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510211958	ベテスダクリニック	宮崎県都城市年見	医療法人社団アブ	宮崎県都城市年見	令和元年6月30日	介護予防居宅療

	ク	町23号12番地	ラハムクラブ	町23号12番地		養管理指導
4510211958	ベテスダクリニック	宮崎県都城市年見町23号12番地	医療法人社団アブラハムクラブ	宮崎県都城市年見町23号12番地	令和元年6月30日	介護予防訪問看護
4570200388	株式会社宮崎ヒューマンサービス本社	宮崎県都城市平江町43-6-1	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	介護予防福祉用具貸与
4570200388	株式会社宮崎ヒューマンサービス本社	宮崎県都城市平江町43-6-1	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	特定介護予防福祉用具販売
4570300261	株式会社宮崎ヒューマンサービス延岡営業所	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目14-33	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	介護予防福祉用具貸与
4570300261	株式会社宮崎ヒューマンサービス延岡営業所	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目14-33	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	特定介護予防福祉用具販売
4570401127	株式会社宮崎ヒューマンサービス日南営業所	宮崎県日南市木山1丁目1番15号	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	介護予防福祉用具貸与
4570401127	株式会社宮崎ヒューマンサービス日南営業所	宮崎県日南市木山1丁目1番15号	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	特定介護予防福祉用具販売
4570500886	株式会社宮崎ヒューマンサービス小林営業所	宮崎県小林市真方273-6	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	介護予防福祉用具貸与
4570500886	株式会社宮崎ヒューマンサービス小林営業所	宮崎県小林市真方273-6	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	特定介護予防福祉用具販売
4570601130	株式会社宮崎ヒューマンサービス日向営業所	宮崎県日向市大王町1丁目81番地	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	介護予防福祉用具貸与
4570601130	株式会社宮崎ヒューマンサービス日向営業所	宮崎県日向市大王町1丁目81番地	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	令和元年6月30日	特定介護予防福祉用具販売

**宮崎県告示第 180号**

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、大淀川水系萩原川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県都城土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第 695号）は廃止する。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

**宮崎県告示第 181号**

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、大淀川水系沖水川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県都城土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

**宮崎県告示第 182号**

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、大淀川水系東岳川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県都城土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

**宮崎県告示第 183号**

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、川内川水系長江川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県小林土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定(平成19年宮崎県告示第596号)は廃止する。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	久保土	01-303-1-004	土石流
	久保土-新①	01-303-1-004-新①	土石流
	久保土-新②	01-303-1-004-新②	土石流
	伊倉1	01-303-1-010	土石流
	伊倉1-新①	01-303-1-010-新①	土石流
	伊倉2	01-303-2-005	土石流
	上浦上川	01-303-2-014	土石流
	上浦上川-新①	01-303-2-014-新①	土石流
	上浦下	01-303-2-015	土石流
	井上1	01-303-3-017	土石流
	井上2	01-303-3-018	土石流
	日平谷2	01-201-1-001	土石流
	麓谷1	01-201-1-004	土石流
	麓谷2	01-201-1-005	土石流
	麓谷3	01-201-1-006	土石流
	小坂本谷3	01-201-3-011	土石流
	六反田	01-201-1-039	土石流

沖田3	01-201-3-091	土石流
岡-1-新①	I-1-0138-新①	急傾斜地の崩壊
岡-1-新②	I-1-0138-新②	急傾斜地の崩壊
井上	I-1-0144	急傾斜地の崩壊
伊倉	I-1-0154	急傾斜地の崩壊
久谷-新①	I-1-2053-新①	急傾斜地の崩壊
久谷-新②	I-1-2053-新②	急傾斜地の崩壊
久谷-新③	I-1-2053-新③	急傾斜地の崩壊
平小牧-1	I-1-3088	急傾斜地の崩壊
上浦下	II-1-0171	急傾斜地の崩壊
仲間原-2	II-1-4293	急傾斜地の崩壊
久保土-2	II-1-4309	急傾斜地の崩壊
久保土-2-新①	II-1-4309-新①	急傾斜地の崩壊
久保土-2-新②	II-1-4309-新②	急傾斜地の崩壊
船野-1	II-1-4310	急傾斜地の崩壊
船野-1-新①	II-1-4310-新①	急傾斜地の崩壊
船野-1-新②	II-1-4310-新②	急傾斜地の崩壊
井上1	II-1-4325	急傾斜地の崩壊
伊倉-4	II-1-4326	急傾斜地の崩壊
伊倉-5	II-1-4327	急傾斜地の崩壊
新宮-1	II-1-4328	急傾斜地の崩壊
新宮-1-新①	II-1-4328-新①	急傾斜地の崩壊
井上2	II-1-4336	急傾斜地の崩壊

馬場 - 1	Ⅱ - 1 - 4338	急傾斜地の崩壊			
馬場 - 2	Ⅱ - 1 - 4339	急傾斜地の崩壊			
馬場 - 3	Ⅱ - 1 - 4340	急傾斜地の崩壊			
岡 - 3	Ⅱ - 1 - 4341	急傾斜地の崩壊			
尾 原	Ⅱ - 1 - 4342	急傾斜地の崩壊			
平小牧 - 2	Ⅱ - 1 - 4343	急傾斜地の崩壊			
平小牧 - 3	Ⅱ - 1 - 4344	急傾斜地の崩壊			
平小牧 - 3 -新①	Ⅱ - 1 - 4344 - 新①	急傾斜地の崩壊			
上浦下 - 1 -新①	Ⅲ - 1 - 9267 - 新①	急傾斜地の崩壊			
上浦下 - 3	Ⅲ - 1 - 9269	急傾斜地の崩壊			
上浦下 - 3 -新①	Ⅲ - 1 - 9269 - 新①	急傾斜地の崩壊			
上浦下 - 3 -新②	Ⅲ - 1 - 9269 - 新②	急傾斜地の崩壊			
久保土 - 3	Ⅲ - 1 - 9272	急傾斜地の崩壊			
西野久尾 - 6	Ⅲ - 1 - 9273	急傾斜地の崩壊			
西野久尾 - 6 - 新①	Ⅲ - 1 - 9273 - 新①	急傾斜地の崩壊			
緑が丘台	Ⅲ - 1 - 9274	急傾斜地の崩壊			
緑が丘台 - 新①	Ⅲ - 1 - 9274 - 新①	急傾斜地の崩壊			
緑が丘台 - 新②	Ⅲ - 1 - 9274 - 新②	急傾斜地の崩壊			
北伊倉 - 6 - 新①	Ⅲ - 1 - 9275 - 新①	急傾斜地の崩壊			
伊 倉 - 11	Ⅲ - 1 - 9295	急傾斜地の崩壊			
新 宮 - 3	Ⅲ - 1 - 9296	急傾斜地の崩壊			
北 薗 - 2	Ⅲ - 1 - 9304	急傾斜地の崩壊			
馬 場 - 4	Ⅲ - 1 - 9306	急傾斜地の崩壊			
	麓	I - 1 - 0005	急傾斜地の崩壊		
	本 宿	I - 1 - 0006	急傾斜地の崩壊		
	日 平 1	I - 1 - 0007	急傾斜地の崩壊		
	日 平 2	I - 1 - 0009	急傾斜地の崩壊		
	日平2 - 新 ①	I - 1 - 0009 - 新①	急傾斜地の崩壊		
	麓 - 2	I - 1 - 2029	急傾斜地の崩壊		
	日 平 4	I - 1 - 3008	急傾斜地の崩壊		
	菅 牟 田	I - 1 - 3013	急傾斜地の崩壊		
	羽佐間 - 1	I - 1 - 3014	急傾斜地の崩壊		
	島之内本宿	I - 2 - 0204	急傾斜地の崩壊		
	日 平 3	Ⅱ - 1 - 0008	急傾斜地の崩壊		
	日 平 5	Ⅱ - 1 - 4036	急傾斜地の崩壊		
	尾 廻 - 6	Ⅱ - 1 - 4075	急傾斜地の崩壊		
	谷 廻 - 2	Ⅱ - 2 - 0304	急傾斜地の崩壊		
	谷廻 - 2 - 新①	Ⅱ - 2 - 0304 - 新①	急傾斜地の崩壊		
	七郎防 - 1	Ⅲ - 1 - 9053	急傾斜地の崩壊		
	七郎防 - 1 - 新①	Ⅲ - 1 - 9053 - 新①	急傾斜地の崩壊		
	七郎防 - 2	Ⅲ - 1 - 9054	急傾斜地の崩壊		
	七郎防 - 3	Ⅲ - 1 - 9055	急傾斜地の崩壊		
	中 牟 田	Ⅲ - 1 - 9056	急傾斜地の崩壊		
	吉 野	I - 1 - 0021	急傾斜地の崩壊		
	糸原六反田 - 1	I - 1 - 3016	急傾斜地の崩壊		
	糸原六反田 - 2	I - 1 - 3017	急傾斜地の崩壊		
	柳 原 - 1	Ⅱ - 1 - 4022	急傾斜地の崩壊		

太良迫-1	II-1-4023	急傾斜地の崩壊
太良迫-2	II-1-4024	急傾斜地の崩壊
太良迫-2-新①	II-1-4024-新①	急傾斜地の崩壊
講原-1	II-1-4037	急傾斜地の崩壊
講原-2	II-1-4038	急傾斜地の崩壊
講原-3	II-1-4039	急傾斜地の崩壊
沖田-1	II-1-4040	急傾斜地の崩壊
通田-1	II-1-4041	急傾斜地の崩壊
通田-2	II-1-4042	急傾斜地の崩壊
大門-1	II-1-4043	急傾斜地の崩壊
糸原城ノ下-1	II-1-4083	急傾斜地の崩壊
糸原城ノ下-2	II-1-4084	急傾斜地の崩壊
春田	II-1-4086	急傾斜地の崩壊
柏田-1	II-1-4087	急傾斜地の崩壊
柏田-1-新①	II-1-4087-新①	急傾斜地の崩壊
北原	II-2-0303	急傾斜地の崩壊
柳原-2	III-1-9015	急傾斜地の崩壊
柳原-2-新①	III-1-9015-新①	急傾斜地の崩壊
柳原-2-新②	III-1-9015-新②	急傾斜地の崩壊
沖田-2	III-1-9018	急傾斜地の崩壊
溝原	III-1-9036	急傾斜地の崩壊
沖田-3	III-1-9037	急傾斜地の崩壊
沖田-4	III-1-9038	急傾斜地の崩壊
鳥巣-1-新①	III-1-9041-新①	急傾斜地の崩壊

春田	III-1-9057	急傾斜地の崩壊
春田-新①	III-1-9057-新①	急傾斜地の崩壊
春田-新②	III-1-9057-新②	急傾斜地の崩壊
柏田-2	III-1-9058	急傾斜地の崩壊
井尻-1	III-1-9059	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小林市	鳥田町	19-2	地滑り
	川内1	05-362-1-023	土石流
	川内	I-1-2093	急傾斜地の崩壊
	川内-新①	I-1-2093-新①	急傾斜地の崩壊
	東新町1	I-1-3310	急傾斜地の崩壊
	立神-1	I-1-3319	急傾斜地の崩壊
	東新町2	I-2-0043	急傾斜地の崩壊
	八久保-1	II-1-5548	急傾斜地の崩壊
	八久保-1-新①	II-1-5548-新①	急傾斜地の崩壊
	新町1	II-1-5562	急傾斜地の崩壊
	新町2	II-1-5563	急傾斜地の崩壊
	立神-2	II-1-5564	急傾斜地の崩壊
	立神-4	II-1-5566	急傾斜地の崩壊
	沖ノ尾	II-1-5570	急傾斜地の崩壊

	東上ノ原	Ⅱ-1-5575	急傾斜地の崩壊		麓谷2	01-201-1-005	土石流
	西新町1	Ⅱ-1-5577	急傾斜地の崩壊		小坂本谷3	01-201-3-011	土石流
	川内-1	Ⅱ-1-5600	急傾斜地の崩壊		六反田	01-201-1-039	土石流
	川内-1-新①	Ⅱ-1-5600-新①	急傾斜地の崩壊		沖田3	01-201-3-091	土石流
	八久保-2	Ⅱ-1-5601	急傾斜地の崩壊		岡-1-新①	I-1-0138-新①	急傾斜地の崩壊
	立神-6	Ⅱ-1-5602	急傾斜地の崩壊		岡-1-新②	I-1-0138-新②	急傾斜地の崩壊
	立神-7	Ⅱ-1-5603	急傾斜地の崩壊		井上	I-1-0144	急傾斜地の崩壊
	西郷	Ⅱ-1-5604	急傾斜地の崩壊		伊倉	I-1-0154	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾7	Ⅱ-1-5606	急傾斜地の崩壊		久谷-新①	I-1-2053-新①	急傾斜地の崩壊
	川内2	Ⅱ-1-5607	急傾斜地の崩壊		久谷-新②	I-1-2053-新②	急傾斜地の崩壊
	立神-8	Ⅱ-1-5615	急傾斜地の崩壊		久谷-新③	I-1-2053-新③	急傾斜地の崩壊
	立神-8-新①	Ⅱ-1-5615-新①	急傾斜地の崩壊		平小牧-1	I-1-3088	急傾斜地の崩壊
					上浦下	Ⅱ-1-0171	急傾斜地の崩壊
					仲間原-2	Ⅱ-1-4293	急傾斜地の崩壊
					久保土-2	Ⅱ-1-4309	急傾斜地の崩壊
					久保土-2-新①	Ⅱ-1-4309-新①	急傾斜地の崩壊
					久保土-2-新②	Ⅱ-1-4309-新②	急傾斜地の崩壊
					船野-1	Ⅱ-1-4310	急傾斜地の崩壊
					船野-1-新①	Ⅱ-1-4310-新①	急傾斜地の崩壊
					船野-1-新②	Ⅱ-1-4310-新②	急傾斜地の崩壊
					井上1	Ⅱ-1-4325	急傾斜地の崩壊
					伊倉-4	Ⅱ-1-4326	急傾斜地の崩壊
					伊倉-5	Ⅱ-1-4327	急傾斜地の崩壊
					新宮-1	Ⅱ-1-4328	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び小林土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第186号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	久保土	01-303-1-004	土石流
	久保土-新②	01-303-1-004-新②	土石流
	伊倉2	01-303-2-005	土石流
	上浦上川	01-303-2-014	土石流
	日平谷2	01-201-1-001	土石流
	麓谷1	01-201-1-004	土石流

新宮-1-新①	Ⅱ-1-4328-新①	急傾斜地の崩壊	新宮-3	Ⅲ-1-9296	急傾斜地の崩壊
井上-2	Ⅱ-1-4336	急傾斜地の崩壊	北園-2	Ⅲ-1-9304	急傾斜地の崩壊
馬場-1	Ⅱ-1-4338	急傾斜地の崩壊	麓	I-1-0005	急傾斜地の崩壊
馬場-2	Ⅱ-1-4339	急傾斜地の崩壊	本宿	I-1-0006	急傾斜地の崩壊
馬場-3	Ⅱ-1-4340	急傾斜地の崩壊	日平-1	I-1-0007	急傾斜地の崩壊
岡-3	Ⅱ-1-4341	急傾斜地の崩壊	日平-2	I-1-0009	急傾斜地の崩壊
尾原	Ⅱ-1-4342	急傾斜地の崩壊	日平2-新①	I-1-0009-新①	急傾斜地の崩壊
平小牧-2	Ⅱ-1-4343	急傾斜地の崩壊	麓-2	I-1-2029	急傾斜地の崩壊
平小牧-3	Ⅱ-1-4344	急傾斜地の崩壊	日平-4	I-1-3008	急傾斜地の崩壊
平小牧-3-新①	Ⅱ-1-4344-新①	急傾斜地の崩壊	菅牟田	I-1-3013	急傾斜地の崩壊
上浦下-1-新①	Ⅲ-1-9267-新①	急傾斜地の崩壊	羽佐間-1	I-1-3014	急傾斜地の崩壊
上浦下-3	Ⅲ-1-9269	急傾斜地の崩壊	島之内本宿	I-2-0204	急傾斜地の崩壊
上浦下-3-新①	Ⅲ-1-9269-新①	急傾斜地の崩壊	日平-3	Ⅱ-1-0008	急傾斜地の崩壊
上浦下-3-新②	Ⅲ-1-9269-新②	急傾斜地の崩壊	日平-5	Ⅱ-1-4036	急傾斜地の崩壊
久保土-3	Ⅲ-1-9272	急傾斜地の崩壊	尾廻-6	Ⅱ-1-4075	急傾斜地の崩壊
西野久尾-6	Ⅲ-1-9273	急傾斜地の崩壊	谷廻-2	Ⅱ-2-0304	急傾斜地の崩壊
西野久尾-6-新①	Ⅲ-1-9273-新①	急傾斜地の崩壊	谷廻-2-新①	Ⅱ-2-0304-新①	急傾斜地の崩壊
緑が丘台	Ⅲ-1-9274	急傾斜地の崩壊	七郎防-1	Ⅲ-1-9053	急傾斜地の崩壊
緑が丘台-新①	Ⅲ-1-9274-新①	急傾斜地の崩壊	七郎防-1-新①	Ⅲ-1-9053-新①	急傾斜地の崩壊
緑が丘台-新②	Ⅲ-1-9274-新②	急傾斜地の崩壊	七郎防-2	Ⅲ-1-9054	急傾斜地の崩壊
北伊倉-6-新①	Ⅲ-1-9275-新①	急傾斜地の崩壊	七郎防-3	Ⅲ-1-9055	急傾斜地の崩壊
伊倉-11	Ⅲ-1-9295	急傾斜地の崩壊	中牟田	Ⅲ-1-9056	急傾斜地の崩壊
			吉野	I-1-0021	急傾斜地の崩壊
			糸原六反田-1	I-1-3016	急傾斜地の崩壊

糸原六反田 - 2	I - 1 - 3017	急傾斜地の崩壊					
柳原 - 1	II - 1 - 4022	急傾斜地の崩壊			鳥巢 - 1 - 新①	III - 1 - 9041 - 新①	急傾斜地の崩壊
太良迫 - 1	II - 1 - 4023	急傾斜地の崩壊			春 田	III - 1 - 9057	急傾斜地の崩壊
太良迫 - 2	II - 1 - 4024	急傾斜地の崩壊			春田 - 新①	III - 1 - 9057 - 新①	急傾斜地の崩壊
太良迫 - 2 - 新①	II - 1 - 4024 - 新①	急傾斜地の崩壊			春田 - 新②	III - 1 - 9057 - 新②	急傾斜地の崩壊
講原 - 1	II - 1 - 4037	急傾斜地の崩壊			柏田 - 2	III - 1 - 9058	急傾斜地の崩壊
講原 - 2	II - 1 - 4038	急傾斜地の崩壊			井尻 - 1	III - 1 - 9059	急傾斜地の崩壊
講原 - 3	II - 1 - 4039	急傾斜地の崩壊					
沖田 - 1	II - 1 - 4040	急傾斜地の崩壊					
通田 - 1	II - 1 - 4041	急傾斜地の崩壊					
通田 - 2	II - 1 - 4042	急傾斜地の崩壊					
大門 - 1	II - 1 - 4043	急傾斜地の崩壊					
糸原城ノ下 - 1	II - 1 - 4083	急傾斜地の崩壊					
糸原城ノ下 - 2	II - 1 - 4084	急傾斜地の崩壊					
春 田	II - 1 - 4086	急傾斜地の崩壊					
柏田 - 1	II - 1 - 4087	急傾斜地の崩壊					
柏田 - 1 - 新①	II - 1 - 4087 - 新①	急傾斜地の崩壊					
柳原 - 2	III - 1 - 9015	急傾斜地の崩壊					
柳原 - 2 - 新①	III - 1 - 9015 - 新①	急傾斜地の崩壊					
柳原 - 2 - 新②	III - 1 - 9015 - 新②	急傾斜地の崩壊					
沖田 - 2	III - 1 - 9018	急傾斜地の崩壊					
溝 原	III - 1 - 9036	急傾斜地の崩壊					
沖田 - 3	III - 1 - 9037	急傾斜地の崩壊					
沖田 - 4	III - 1 - 9038	急傾斜地の崩壊					

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 187号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小 林 市	川 内 1	05- 362- 1 - 023	土 石 流
	川 内	I - 1 - 2093	急傾斜地の崩壊
	川内 - 新①	I - 1 - 2093 - 新①	急傾斜地の崩壊
	東新町 1	I - 1 - 3310	急傾斜地の崩壊
	立神 - 1	I - 1 - 3319	急傾斜地の崩壊
	東新町 2	I - 2 - 0043	急傾斜地の崩壊
	八久保 - 1	II - 1 - 5548	急傾斜地の崩壊
	八久保 - 1 - 新①	II - 1 - 5548 - 新①	急傾斜地の崩壊
	新 町 1	II - 1 - 5562	急傾斜地の崩壊
	新 町 2	II - 1 - 5563	急傾斜地の崩壊
	立神 - 2	II - 1 - 5564	急傾斜地の崩壊
	立神 - 4	II - 1 - 5566	急傾斜地の崩壊

沖ノ尾	II-1-5570	急傾斜地の崩壊
東上ノ原	II-1-5575	急傾斜地の崩壊
西新町1	II-1-5577	急傾斜地の崩壊
川内-1	II-1-5600	急傾斜地の崩壊
川内-1-新①	II-1-5600-新①	急傾斜地の崩壊
八久保-2	II-1-5601	急傾斜地の崩壊
立神-6	II-1-5602	急傾斜地の崩壊
立神-7	II-1-5603	急傾斜地の崩壊
西郷	II-1-5604	急傾斜地の崩壊
池ノ尾7	II-1-5606	急傾斜地の崩壊
川内2	II-1-5607	急傾斜地の崩壊
立神-8	II-1-5615	急傾斜地の崩壊
立神-8-新①	II-1-5615-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルショク中央通店  
宮崎市中央通3番42号
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤秀晴  
福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
- 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社マルショク 代表取締役 菊池俊勝  
大分県大分市東春日町13番11号  
その他未定

(変更後) 株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤秀晴  
福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号  
株式会社武田や 代表取締役 武田弘治  
福岡県北九州市小倉南区南方二丁目1番34号  
株式会社みやこ食品 代表取締役 三反田誠  
宮崎市花山手西一丁目20番2号  
株式会社岩木 代表取締役 岩木大志  
延岡市稲葉崎町二丁目133番地  
有限会社丸和 代表取締役 黒木美和子  
宮崎市権現町68番地  
大華物産株式会社 代表取締役 清原成弘  
熊本県熊本市南区近見八丁目13番28の1  
有限会社こうの薬局 代表取締役 河野晋一郎  
宮崎市大塚町池ノ内1121番地  
九州フジパスタアー株式会社 代表取締役 廣村昌弘  
愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地  
株式会社ワッツ西日本販売 代表取締役 勝田信弘  
大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号住友生命OBPプラザビル  
株式会社ジェリコ 代表取締役 早川洋一  
大分県中津市大字牛神 410番地  
高崎隆一  
宮崎市神宮東一丁目4番28号ル・グラン神宮寺 501  
サークルフーズ株式会社 代表取締役 局聖一  
大分県大分市原新町6番30号  
有限会社ユー 代表取締役 武田典久  
串間市大字西方5610番地の7

- 変更の年月日  
平成30年8月24日
- 変更する理由  
吸収合併及びテナント入替のため
- 届出年月日  
令和元年7月2日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和元年7月18日から令和元年11月18日まで
- 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
令和元年7月18日から令和元年11月18日まで
- 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルショク中央通店  
宮崎市中央通3番42号
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤秀晴  
福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
- 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前)建物東側 13台(駐輪場No.1)  
建物南側 126台(駐輪場No.2)  
合計 139台  
(変更後)建物東側 48台(駐輪場No.1)  
建物南側 87台(駐輪場No.2)  
建物東側 4台(駐輪場No.3)  
合計 139台
- 変更の年月日  
令和2年3月3日
- 変更する理由  
駐輪場の配置を見直すため
- 届出年月日  
令和元年7月2日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和元年7月18日から令和元年11月18日まで
- 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
令和元年7月18日から令和元年11月18日まで
- 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

## 公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和元年7月18日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

### 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
空港保安警備	1級	令和元年10月18日(金)午前9時30分から午後5時ころまで
	2級	令和元年10月17日(木)午前9時30分から午後5時ころまで

※当日の受付は、午前9時から9時30分までに済ませること。

- 実施場所  
宮崎市清武町今泉丙2559番地1  
宮崎県建設技術センター
- 定員  
各15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)
- 受検資格  
(1) 1級  
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの  
ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者  
イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの  
(2) 2級  
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 検定申請手続  
(1) 受付期間、時間  
令和元年8月13日(火)から8月23日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで  
(2) 検定申請書等提出先  
申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)  
(3) 提出書類  
ア 検定申請書 1通  
イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)  
ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)  
エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)  
オ 空港保安警備2級検定合格証明書の写し及び空港保安警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(1級検

定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。  
)

カ 1級検定受験資格認定書(1級検定者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

#### 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料は、受験辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

##### (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関する  
こと(1級に限る。)

オ 手荷物等検査に関すること(2級に限る。)

カ 空港に関すること。

キ 空港保安警備業務の管理に関すること(1級に限る。)

ク 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の内容

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること(1級に限る。)

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### 8 その他

(1) 受験票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受験に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。